

所得税が還付になる確定申告は「還付申告センター」で

所得税の確定申告受付は2月16日(木)から始まりますが、確定申告をすることで、給与や年金から天引きされていた所得税が戻る「還付申告」は、1月31日(火)から2月3日(金)まで、「還付申告センター宗像会場(自由ヶ丘地区コミュニティ・センター)」で申告できます。また、「還付申告センター」の他に「税理士会による申告相談センター」なども設けられます。ぜひ利用してください。

■問い合わせ先 香椎税務署 ☎092(661)1031(代表)

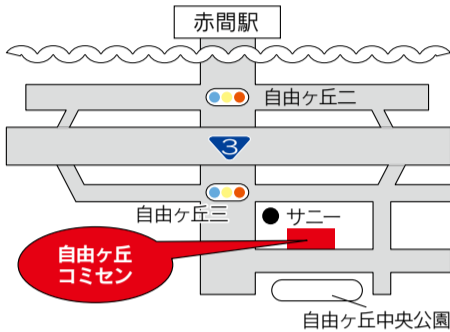
還付申告センター

宗像会場

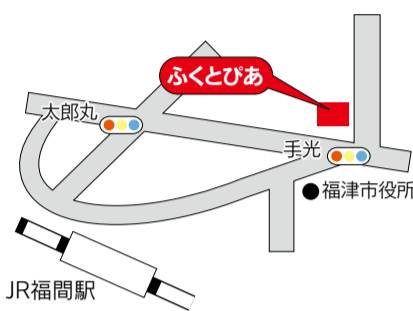
▽期間 1月31日(火)~2月3日(金)
▽会場 自由ヶ丘地区
コミュニティ・センター
▽受付時間 9:30~11:30
13:00~15:00

福津会場

▽期間 1月24日(火)、同25日(水)
▽会場 ふくとびあ(福津市健康
福祉総合センター)
▽受付時間 9:30~11:30
13:00~15:00



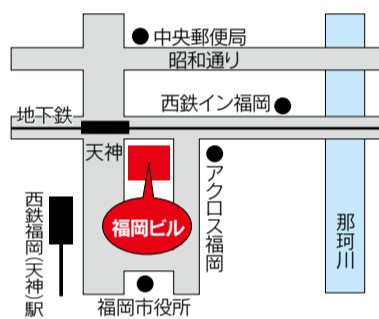
*例年初日は混雑します。時間に余裕を持って来場を



税理士会による申告相談センター

福岡会場

▽期間 2月1日(水)~3月15日(木)
*土・日曜日、祝日を除く
▽会場 福岡市中央区天神1-11-17
福岡ビル9階大ホール
▽受付時間 9:30~15:30



下記に該当する場合は、相談を受け付けていません

- 事業所得・不動産所得が300万円超
- 消費税の課税売上が3,000万円超
- 譲渡所得
- 贈与税の申告相談

(注)3会場とも電話による問い合わせは受け付けていません

還付申告センターで確定申告ができる人

- ①医療費控除か住宅借入金等特別控除を受ける人
 ②年金所得者で確定申告をすれば源泉徴収されることがあります。
 ③株式などの配当収入があった人
 ④昨年の途中で会社を退職し再就職しなかったため、年末調整を受けていない人
 ⑤確定申告で寄附金控除や雑損控除などの控除を受ける人

税が源泉徴収されていす。確定申告で配当控除後の所得税との精算をして、源泉徴収された額の方が多く場合はその分が還付されます。ただし、市県民税や国保税などが増額になる場合があります。

本人や生計が同じ親族のために支払った医療費の正味負担額(※)が、10万円か所得の5パーセントを超える場合は、医療費控除を受けることができます。

「医療費控除」を計算してきてください。本人や生計が同じ親族のために支払った医療費の正味負担額(※)が、10万円か所得の5パーセントを超える場合は、医療費控除を受けることができます。

「医療費控除」を計算してきてください。本人や生計が同じ親族のために支払った医療費の正味負担額(※)が、10万円か所得の5パーセントを超える場合は、医療費控除を受けることができます。

「共通事項」
①平成23年分の収入の分かる書類(給与所得の源泉徴収票、公的年金などの源泉徴収票など)
②所得控除のための証明書(国民年金保険料控除証明書、生命保険料・地震保険料控除証明書など)
③認め印
④本人名義の口座番号
⑤医療費の領収書、介護保険の利用料領収書
⑥必ず事前に領収書などの合計を計算してきてください
⑦健康保険組合や市町村が発行する「医療費のお知らせ」では、医療費控除は受けられません
⑧支払われる療養費や給付金の明細書
⑨住民票の写し(平成24年1月1日以降発行のもの)

①本人が住宅ローンを組んで、自宅を新築か購入(中古住宅を含む)して、昨年中に住み始めた時
②増改築ローンなどを組んで、本人所有の自宅に増築か改築などして、昨年中にその部分に住み始めた時
③収入印紙があるもの
④金融機関からの「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」
⑤増改築の場合は、建築士からの増改築等工事証明書
⑥家屋の登記簿謄本(抄本)(登記事項証明書)
⑦工事請負契約書か売買契約書の写し
⑧家屋の登記簿謄本(抄本)(登記事項証明書)
⑨収入印紙があるもの
⑩金融機関からの「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」
⑪増改築の場合は、建築士からの増改築等工事証明書
⑫敷地の登記簿謄本(抄本)(登記事項証明書)
⑬敷地の売買契約書(⑨と重複する時は1通で可)の写し
⑭敷地の先行取得にかかるローンの時は、敷地の分譲契約書など、そのローンが一定の要件を満たすローン契約であることを証明する書類

住宅借入金等特別控除

次の①と②の場合で一定の要件を満たせば、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

- ①医師・歯科医師に支払った診療費、治療費
- ②治療・療養のための医薬品の購入費
- ③通院や入院費用で通常必要と認められるもの
- ④医師の処方に基づく治療のためのマッサージ・はり・きゅう・柔道整復の費用
- ⑤療養上の世話を受けるために支払った費用
- ⑥助産婦による分娩の介助料
- ⑦寝たきり高齢者の紙おむつの購入費用(医師の金額です)

①健康保険などから支払われる家族療養費、高額療養費、出産育児一時金などの給付金
②生命保険や損害保険契約から支払われる入院給付金、医療保険金など
*支払われる金額が確定していない場合は、その見込額を支払った医療費から差し引きます

住宅借入金等特別控除を受ける人

⑦住民票の写し(平成24

*確定申告については
広報紙2月1日号でもお知らせします